

適正な研究の進め方

「研究をする」とは、どんな活動でしょうか？研究を開始するためには、まず、研究対象についてこれまでにどんな研究が行われていて、何が判っているかを確認することが必要になります。あなたが研究対象とした事柄と同じ（ような）ことを研究してきた先人の成果・研究業績をまずはしっかりと確認する作業が必要です。先人の業績を無視したり、自分に都合の良いものだけを引用してはいけません。

九州大学では、次の通り研究者のための行動基準を定めています。

1. 基本方針

九州大学における研究に従事する教職員、学生等、全ての研究者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。

2. 研究者の基本的責任及び姿勢

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究者は、捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない。
- (3) 研究者は、研究活動の実施及び研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

3. 研究活動に関して守るべき作法等

研究者は、健全な研究活動を保持し、適正な研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本学における研究活動において生み出された成果やその根拠となるデータ等は研究者個人の私的なものではなく、公的なものであるという意識を持つとともに、その記録や保存等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号）第3条第3項に基づき作成するガイドラインに基づき、適切な管理及び指導を徹底すること。
- (2) 共同研究においては、個々の研究者がそれぞれ役割分担・責任を明確にするとともに、研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、研究内容や研究成果を適宜、適切に確認すること。
- (3) 研究成果の発表物（論文）において、著者としての要件を満たさない者を著者とするあるいは、要件を満たす者を著者として記載しないなどの「不適切なオーサiership」や印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」も不正行為となりうることから、論文発表の際には、研究者コミュニティや学術誌等の投稿規定などに十分留意すること。
- (4) 産学連携実施に伴い、利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応すること。
- (5) 論文の査読において、理不尽に厳しくしたり、意図的に遅らせたりすることがないよう、また、競争的資金の審査において、申請者との間で審査に影響を与えるような関係がある場合は自ら辞退するなど、研究者倫理に基づく行動をとること。

研究室配属やゼミへ入室した直後に、専門分野別に詳しい研究の進め方や研究不正を防ぐための説明を指導教員から受けることになっています。教員の話をしっかり聞いて理解し、研究不正とは無縁の充実した研究活動を行ってください。

<参考情報>

- ①リーフレット「研究倫理ガイド（日本語版）」
- ②適正な研究活動の推進 (<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/27782/suisin.pdf>)
- ③科学研究における健全性の向上について、日本学術会議<平成27年（2015年）3月6日> (http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1355898.htm)
- ④「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの決定について」文部科学省 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)